

訂正とおわび

『社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準関係資料集』

本書、196 頁の記載に一部誤りがございました。下表のとおり訂正するとともに、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

誤	正
(会計原則) 第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「 <u>計算書類等</u> 」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。	(会計原則) 第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「 <u>計算関係書類</u> 」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

(平成 29 年 9 月 22 日 全国社会福祉協議会出版部)